

レオーネ山口 クラブ規約

サッカー部門

第一条【名称及び所在】

- ・本クラブは、名称をレオーネ山口（以下本クラブ）と称します。
- ・本クラブはNPO法人レオーネ山口スポーツクラブが運営いたします。
- ・事務所を山口県山口市下小鯖1346-3に置きます。

第二条【目的】

本クラブは、目先の勝利にとらわれず、サッカーの楽しさを伝えながら、個々のレベルアップを目指し、クラブ活動を通じて、心身ともに健全で逞しく、人生において常に挑戦し進歩し続ける人材の育成とともに世界に通用する選手の育成を目的といたします。

第三条【入会資格及び入会手続き】

入会者が運動を行うにあたり心身ともに健康で、その保護者が本規約を承諾した上で、同意及び遵守できる方。所定の手続きを終え、本クラブが入会を認めた方（以下クラブ生）は、別途定める練習日から本クラブに参加することが出来ます。

第四条【会費の納入】

- ・別に定める年会費、月謝及びその他の諸費用を本クラブの定める方法でお支払していただきます。
- ・会費の納入を怠った場合、本クラブへの参加を停止し、退会していただくことがございます。

第五条【損害保険への加入】

- ・本クラブはクラブ生に対して、必ず「スポーツ安全保険」への加入手続きを行います。
- ・万が一、本クラブ活動中に怪我や事故が起きた場合、本クラブの管理下における活動中のけがや事故と認められた場合のみ、保険の範囲内で賠償いたします。
- ・加入料金は年会費に含まれます。

第六条【開催日及び期間】

別に定めるスケジュールをご確認ください。
※雨天時はその都度判断いたします。ただし、荒天候時は中止にする場合があります。そのような場合は適宜本クラブ事務局よりメールにて連絡いたします。行き違いの場合がございますので、適宜本クラブ事務局までご確認ください。
※やむをえない事情が発生した場合、定められた練習日を中止する場合がございます。その場合は可能な範囲で事前にクラブ生に通知いたします。

第七条【退会】

- ・諸事情により、本クラブを退会される場合は、退会希望月の前々月の末日までに事務局に所定の書面を提出してください。月の途中で退会の連絡をされた場合は、当月の月謝の返金はいたしません。

第八条【負傷時の処置及び免責】

- ・クラブ生が本クラブのトレーニングを受講中に負傷した場合には、本クラブのコーチ及びスタッフが応急処置を施し、病院への搬送等その状況に応じて適切と思われる対応をいたします。
- ・本クラブ指導者の管理以外で起きた事故・盗難や本クラブ指導者の管理下においても指導者の指示に従わず起きた事故・盗難については、本クラブはその賠償を一切負いません。

第九条【休校及び閉鎖】

天災地変・社会情勢の変化、その他通常のクラブ運営を継続することが困難となる事由が生じた時は、本クラブは休校もしくは閉鎖する場合があります。

第十条【クラブ生の変更事項】

クラブ生は、住所、連絡先等、入会手続きの際の記載事項に変更があった場合には、事務局までその内容を連絡していただきます。

第十一条【除名】

- 次の事項に該当する方を除名することがあります。
- ・本規約に違反された方
 - ・本クラブ指導者の指示に従わない方
 - ・社会規範に反する行為をされる方
 - ・他のクラブ生や施設利用者・利用施設、本クラブに多大な迷惑をかけた方
 - ・その他本クラブの品位を落とすような行為をされた方
 - ・年会費・諸経費を3ヵ月以上滞納したとき

第十二条【クラブ生遵守事項】

クラブ生は本クラブ活動への参加を基本的に全員参加とし、本クラブの所有する備品等を破損、紛失時にはそれを保障してもらう場合があります。

第十三条【その他】

本クラブの活動理念・指導方針をご理解頂いた上で、指導・運営に関しての一切を本クラブスタッフにお任せいただきます。

第十四条【細則】

本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は本クラブが別に定めます。

第十五条【施行】

本規約は2011年4月1日より施行いたします。